

令和7年度

第2回定期監査報告書

市民経済部

（課税課）
（納税課）
（市民課）
（経済観光課）

農業委員会事務局

令和8年2月20日

多摩市監査委員

令和7年度第2回定期監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和7年度第2回定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

令和8年2月20日

多摩市監査委員 小澤 満
多摩市監査委員 橋本 由美子

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

(1) 市民経済部

ア 課税課

イ 納税課

ウ 市民課

エ 経済観光課

(2) 農業委員会事務局

3 監査の範囲

令和7年4月1日から令和7年10月31日までの、財務に関する事務の執行及びその他関連事務事業全般について（国、都支出金等の関係文書並びに扶助費、補助金及び助成金に関しては、令和6年度執行分を含む。）

4 監査の期間

令和7年10月8日から令和8年2月19日まで

5 監査の着眼点及び評価項目

- (1) 収支の数値等に誤りがなく、正確に執行されているか
- (2) 財務及び事務全般は、法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 効率的な予算執行が行われているか
- (4) 契約事務は、適正に行われているか
- (5) 補助金、助成金の交付等の事務処理は、適正に行われているか
- (6) チェック体制は、整備されているか
- (7) 財産物品等は、適切に管理されているか
- (8) 事務事業の執行にあたって市民福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか
- (9) 社会情勢や行政需要の変化への対応は、なされているか
- (10) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか
- (11) 組織は、簡素かつ合理的なものとなっているか
- (12) 各部局間の連携、整合性、総合性がとれ、公平性、信頼性が確保されているか

6 監査の実施内容

監査対象の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業管理について、前項に掲げた「監査の着眼点及び評価項目」に基づき、関係諸帳簿類、総合事務管理システムの財務会計及び文書管理データの確認、意見聴取等により監査を行った。

また、物品管理、現金及び郵券管理、個人情報取扱いについては、実地調査を行った。

備品台帳に登載されている監査対象の物品は、令和7年10月31日現在、重要物品（取得価格又は評価額が50万円以上の物品）25品、一般備品（重要物品を除く備品）619品の合計644品である。重要物品については25品、一般備品については95品をそれぞれ抽出し、合計120品を実地により調査を行った。抽出の条件は、重要物品は全品を対象とし、一般備品は課別に30品程度（重要物品を含む）とし、物品の種別が偏らないようにした。

なお、監査にあたっては、多摩市監査基準に関する規程（令和2年4月1日監査規程第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の結果及び意見

監査の結果、各事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善を要する事項が見受けられた。以下、改善を要する事項を中心に、各項目に分けて記述する。該当事案への対応に留まらず、今後の事務処理にあたっての留意点として、本監査結果を組織的に広く共有するとともに、継承し、活かしていただくことを期待する。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度、口頭で改善を求めた。

1 市民経済部

(1) 歳入歳出予算の執行について

ア 契約事務について

- (ア) 中小企業資金利子補給金計算システム保守運用業務委託について、意思決定の決裁を行わずに業者に見積を依頼していた。(経済観光課)
- (イ) 多摩センターフラッグ設置撤去業務委託について、撤去業務が委託内容に含まれていたが、仕様書に記載していなかった。(経済観光課)
- (ウ) 戸籍の振り仮名登録等業務委託料について、契約期間が契約書の表紙と仕様書で異なっていた。(市民課)
- (エ) 滞納者現地調査業務委託について、契約書を省略して発注書(請書・履行確認兼用)を作成し摘要欄に「別紙仕様書のとおり」と記載していたが、仕様書を添付していなかった。(納税課)
- (オ) 取得価格が1万円以上の机は、備品(比較的長期間にわたって、その性質又は形状を変えることなく使用に耐える物)として取扱う物品とされているが、消耗品で購入していた。また、備品の登録も行っていなかった。(納税課)
- (カ) 普通財産である市有地の賃貸借契約について、貸付期間が令和7年3月31日までであったが、令和7年4月1日以降の貸付について口頭で更新の確認を行っただけで、書面で賃貸借契約を締結していなかった。(経済観光課)

「多摩市契約事務規則」、契約事務の手引等に基づき、適正に処理されたい。

イ 補助金事務について

- (ア) 多摩市都市農業推進補助金、ふるさと多摩夏祭り補助金について、「補助金事務運用の手引き」に定められている補助事業実施計画・振り返りシートが作成されていなかった。(経済観光課)
- (イ) 多摩市商店街チャレンジ戦略支援事業補助金、多摩市多摩センター地区連絡協議会事業費補助金、多摩市商店会装飾街路灯電気料補助金、多摩市消費者団体等連絡会補助金について、「補助金事務運用の手引き」に定められている振り返りシートが作成されていなかった。(経済観光課)
- (ウ) 多摩商工会議所事業費等補助金交付要綱について、既に廃止されている東京都の補助金交付要綱を参照する事項が記載されていた。(経済観光課)
- (エ) 令和6年度の多摩市消費者団体等連絡会補助金について、概算払であるため年度内に

精算を行う必要があるが、団体からの実績報告書の提出が翌年度の4月であった。(経済観光課)

補助金事務運用の手引き等に基づき、適正に処理されたい。

(2) 文書事務及び事務決裁について

ア 文書事務について

(ア) 保存年限及び簿冊について

- a 収入支出の証拠文書について、「多摩市文書管理規程」では保存年限を10年と規定しているが、1年及び5年としているものがあつた。(経済観光課)
- b 都支出金に関する文書について、「多摩市文書管理規程」では保存年限を10年と規定しているが、1年及び5年としているものがあつた。(経済観光課)
- c 歳出科目が使用料及び賃借料である契約関係文書について、文書の簿冊を委託契約関係文書に分類しているものがあつた。(経済観光課)
- d 歳出科目が役務費である契約関係文書について、文書の簿冊を委託契約関係文書に分類しているものがあつた。(経済観光課)

(イ) 収受及び供覧について

- a 東京都、法人、他課からの文書について、文書管理システムにより記録(収受)及び供覧を行っていないものが複数あつた。(課税課)
- b 東京都からの文書について、文書管理システムにより記録(収受)及び供覧を行っていないものがあつた。(納税課)
- c 国、東京都、委託業者からの文書について、文書管理システムにより記録(収受)及び供覧を行っていないものが多数あつた。(市民課)
- d 団体からの文書について、文書管理システムにより記録(収受)及び供覧を行っていないものが複数あつた。(経済観光課)
- e 他課からの文書について、文書管理システムによらず簡易な方法で収受及び供覧を行っているものがあつた。(経済観光課)

イ 事務決裁について

(ア) 起案文書について

- a 市民への通知文書について、文書管理システムによらず簡易な方法で決裁処理をしているものがあつた。(課税課)
- b 東京都へ報告書を提出する起案文書において、システムから自動生成される数値の誤りを手書きで訂正していたが、印鑑ではなく修正液で訂正していた。(課税課)
- c 市税の不納欠損の決定について、起案文書に記載された不納欠損の金額が誤っているものがあつた。(納税課)

「多摩市文書管理規程」、文書事務の手引等に基づき、適正に処理されたい。

(3) 現金等の管理について

ア 鍵付の書庫内に、公金ではない不明金 4,037 円が保管されていた。(納税課)

イ エクスパックについて、受払整理簿に記載がなく保管されていた。(市民課)

「多摩市会計事務規則」、会計事務の手引き等に基づき、適正に処理されたい。

(4) 個人情報等の管理について

ア 個人情報を取扱う業務において、「個人情報取扱特記事項」に基づく個人情報保護管理者の設置について、受託者から「個人情報の責任体制等報告書」により報告されていないものがあつた。(課税課、市民課)

イ 個人情報を取扱う業務において、受託者から提出された「個人情報の責任体制等報告書」を文書管理システムに記録(収受)及び供覧を行っていないものがあつた。(課税課、納税課、経済観光課)

個人情報の取扱いには細心の注意を払うとともに、「個人情報取扱特記事項」に基づき適正に取扱われたい。

2 農業委員会事務局

(1) 事務決裁について

東京都からの通知文書について、文書管理システムによらず簡易な方法で供覧を行っているものがあつた。

(2) 旅費について

特別旅費について、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するとされているが、最も経済的な通常の経路を利用していなかつた。

第3 監査結果の総括

今回の監査結果を踏まえ、総括的に意見を述べる。

市では、適正な事務の執行の確保に向けて組織として取り組まれているが、今回の定期監査においても、一部の事務において、事務処理の誤りや、ルールを遵守していない事務の執行事例が見受けられた。適正でない事務処理は、市民の信頼を損なう重大事案を引き起こす原因になる恐れがある。規則や各種マニュアル、手引書等の内容を共有するとともに、ルールに沿って事務処理を行うことについて、あらためて周知・徹底を図るなど、組織として対応を図られたい。

適正な事務の執行にむけた改善にあたり再認識していただきたい事項について、また、市役所新庁舎建設に向けて検討していただきたい事項について意見を述べる。

1 契約事務について

「多摩市契約事務規則」は、第45条により省略できるものを除き、契約書を作成することを定めている。普通財産の賃貸借契約において、契約書に契約満了期間の1か月前までに契約更新の意思表示をした場合は期間満了の翌日から更に3年間契約を更新できるという規定はあるものの、契約終了日以降の貸付について口頭で更新の確認を行っただけで、書面で賃貸借契約を締結していなかつた。市の財産の賃貸借に関する契約についての市民への説明責任を果たす観点から踏まえ、更新の意思決定を行うとともに、契約書を取り交わされたい。

「契約事務の手引」では、仕様書とは、購入又は委託等の契約をするときに、物品等の具備すべき品質又は委託等内容を詳細に定めたもので、発注者側にとっては予定価格の算定、履行の確認、完了の確認等を行う書類の基礎であり、相手方にとっては見積り、生産、納入等を行う際の基準となる書類であり、仕様書が不明確であったり不正確であったりすると、見積りに大きな影響を与えたり、発注者側が意図していたものと異なるものが納入されることがあり得るので、作成にあたっては十分注意することと、注意を促している。所管課での契約において、仕様書に委託業務の一部を記載していない、仕様書を作成していないという事例があつた。また、産業廃棄物収集運搬・処分委託契約において産業廃棄物の他に消耗品等を含めているものがあつたほか、業務用端末の増設及びその保守を行う契約変更において変更前に端末が納品され初期設定等が行われていた。契約にあたっては、契約内容の詳細を定める仕様書を十分精査し、仕様書と契約内容や履行日に不整合が生じることがないように注意されたい。

2 個人情報の管理について

市役所本庁舎内の複写機のところに戸籍謄本等の置き忘れがあった。

市民経済部では税や住民情報という厳密に管理しなければならない個人情報を取り扱っている。これを機会に、特定個人情報以外の個人情報の取扱いについて改めて点検されたい。

3 検討を要する事項について

(1) 本来の目的以外での銀行口座の使用について

市は公金管理にあたり、指定金融機関である三菱UFJ銀行多摩支店に会計管理者名義の口座を設け、出納を管理しているが、この口座は同じ三菱UFJ銀行の口座からの振込を受けることができない取扱いとなっている。

納税課では、納付者の事情により三菱UFJ銀行からしか振込ができない場合の例外的な対応として、歳出還付用に用意している現金のうち当座必要のない現金を安全に管理するために開設している三菱UFJ銀行多摩支店の口座を振込口座として使用していた。

本来の目的以外で口座を使用することは、公金の管理上好ましくない。銀行口座の目的外使用を解消する方策について、会計管理者、指定金融機関を交え、検討されたい。

(2) 市役所新庁舎における執務場所について

マイナンバーカードの申請、更新、発行等の業務は、本庁舎に必要な場所を確保することができなかったことから、ベルブ永山2階の一部を借り上げたマイナンバーカードセンターで行っている。現在、マイナンバーカードセンターの賃借に要する経費に対する国の交付金があり、市は負担していないが、今後、国の交付金が縮小、廃止されることを想定しておく必要がある。

市は、市役所新庁舎の建て替えを進めており、令和14年度から供用することを目指している。新庁舎の具体的な設計にあたり、本庁舎以外で行っているマイナンバーカードに関する業務の取扱いについて、具体的な検討を進められたい。

4 適正な事務の執行を実現するために

誤った事務処理は業務を停滞させることから、誤りなく行うことは事務処理の基本である。誤りを繰り返さないためには誤りから学ぶことが大切であり、改善の機会に資するため指摘事項として示しているところである。

能率的な公務の実現に向けて事務が適正に行われることは、市民の期待するところである。については、以下の点に留意して、適正な事務執行を実現するための取組を進められたい。

(1) 適正な文書事務の執行について

自治体が行う事務事業は、「何を、いつ、どのようにして行うか」を、組織として判断し、実施する行為である。その内容や意思決定の過程を明確にし、後日検証できるように記録を残し

ておくことは、市民への説明責任を果たす観点からも重要なことである。適正な文書事務の執行に取り組まれない。

(2) 根拠の確認

市の事務は、根拠となる法令、例規、手引き・マニュアル等に基づき執行されている。

補助金事務は、市の補助金交付要綱の規定を根拠としているが、多摩商工会議所事業費等補助金交付要綱については、平成8年の要綱制定当初から根拠とする東京都の補助金交付要綱を誤った名称で引用していた。

業務の中で例規等を確認する機会においては、市の例規が根拠としている法令や東京都の例規等についても改廃の有無を確認し、改廃があれば遺漏なく改正されたい。

第4 監査対象部課等の概要

1 市民経済部

(1) 監査対象の主な事務（多摩市組織条例より）

- ア 市税及び市税に係る税外収入に関すること。
- イ 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- ウ 商工業及び農林漁業の振興並びに観光に関すること。
- エ 消費者の保護に関すること。

(2) 課・係及び担当の事務分掌等（多摩市組織規則より）

ア 課税課

(ア) 諸税係

- ・ 軽自動車税の賦課及び調定に関すること。
- ・ 市たばこ税に関すること。
- ・ ゴルフ場利用税交付金に関すること。
- ・ 原動機付自転車の標識の交付及び廃止に関すること。
- ・ 宛名管理に関すること。
- ・ 部の情報機器による事務の効率化等の総合調整に関すること。
- ・ 市税の減免申請の総合管理に関すること。
- ・ 部の総合調整並びに部及び課の庶務に関すること。
- ・ 部の他の課及び課の他の係に属さないこと。

(イ) 市民税係

- ・ 市民税及び個人都民税の賦課及び調定に関すること。
- ・ 市民税の課税証明及び各種報告に関すること。
- ・ 国都税との調整に関すること。
- ・ その他市民税に関すること。

(ウ) 土地係

- ・ 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課及び調定に関すること。
- ・ 特別土地保有税の賦課及び調定に関すること。
- ・ 土地の評価に関すること。
- ・ 土地課税台帳及び公図の調製保管に関すること。
- ・ その他土地に係る固定資産税、都市計画税等に関すること。

(エ) 家屋償却資産係

- ・ 家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の賦課及び調定に関すること。
- ・ 家屋及び償却資産の評価に関すること。
- ・ 家屋及び償却資産の課税台帳の調製保管に関すること。
- ・ その他家屋及び償却資産に係る固定資産税、都市計画税等に関すること。

イ 納税課

(ア) 収納係

- ・ 納税等の啓発及び奨励に関すること。
- ・ 徴収方針及び徴収計画に関すること。
- ・ 徴収管理及び歳入経理に関すること。
- ・ 徴収実績及び統計に関すること。
- ・ 市税等の口座振替に関すること。
- ・ 市税等の督促及び催告（現年度の個人市民税（特別徴収によるものに限る。）及び法人市民税に限る。）に関すること。
- ・ 徴収簿の整理保管に関すること。
- ・ 納税証明に関すること。
- ・ 過誤納金の還付及び充当に関すること。
- ・ 課の庶務に関すること。
- ・ 課の他の係に属さないこと。

(イ) 滞納整理係

- ・ 市税等の催告（現年度の個人市民税（特別徴収によるものに限る。）及び法人市民税を除く。）及び徴収に関すること。
- ・ 滞納処分及び公売に関すること。
- ・ 徴収緩和制度に関すること。
- ・ 不納欠損処分に関すること。
- ・ 市税等の納税相談に関すること。

ウ 市民課

(ア) 窓口業務管理担当

- ・ 課の窓口サービスの向上に関すること。
- ・ 市役所出張所との連絡調整及び管理運営に関すること。
- ・ 自衛官の募集に関すること。
- ・ 自動車の臨時運行許可に関すること。
- ・ 課の事務手数料の収納に関すること。
- ・ 市民葬、墓地及び火葬場に関すること。
- ・ 墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等に関すること。
- ・ 課の庶務に関すること。
- ・ 課の他の担当に属さないこと。

(イ) 戸籍担当

- ・ 戸籍に関する届出書の受理に関すること。
- ・ 戸籍簿及び除籍簿の記録、整備及び保管に関すること。
- ・ 戸籍の附票の記録、整備及び保管に関すること。
- ・ 戸籍全部事項証明書その他の戸籍に係る証明書の交付に関すること。
- ・ 戸籍及び相続税に係る通知に関すること。
- ・ 破産者名簿、成年被後見人及び被保佐人名簿並びに犯罪人名簿に関すること。

- ・ 埋火葬の許可に関する事。
- ・ 人口動態統計調査に関する事。
- ・ その他戸籍に関する事。

(ウ) 住民記録担当

- ・ 住民の異動に伴う転入、転居及び転出並びに世帯変更届の受付に関する事。
- ・ 住民基本台帳の記録、整備及び保管に関する事。
- ・ 住民の異動に基づく関係機関への通知に関する事。
- ・ 住民基本台帳人口調査に関する事。
- ・ 住民実態調査に関する事。
- ・ 住民票の写しその他の住民基本台帳に係る証明書の交付及び閲覧に関する事。
- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムの運用及び関係書類の保管に関する事。
- ・ 個人番号の生成、指定及び通知に関する事。
- ・ 個人番号カードの交付等に関する事。
- ・ 印鑑登録原票の作成及び保管に関する事。
- ・ 印鑑登録証明書の交付に関する事。
- ・ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務の整備及び関係書類の保管に関する事。
- ・ 電子証明書の発行に関する事。
- ・ 特別永住者に係る申請、交付、届出等に関する事。
- ・ その他住民基本台帳、印鑑登録事務、個人番号の付与及び個人番号カードに付随する事務、電子署名に係る地方公共団体の認証業務並びに特別永住者に係る事務に関する事。

エ 経済観光課

(ア) 商工観光担当

- ・ 商工業の振興、指導及び奨励に関する事。
- ・ 中小企業の振興に関する事。
- ・ 創業支援に関する事。
- ・ 商店街の振興に関する事。
- ・ 企業の立地促進に関する事。
- ・ 多摩商工会議所に関する事。
- ・ 労務事務に関する事。
- ・ 勤労者市民共済会の育成指導に関する事。
- ・ 地域経済活性化の企画調整に関する事。
- ・ ふるさと納税制度に関する事。
- ・ 観光に係る施策の推進に関する事。
- ・ 聖蹟桜ヶ丘地区及び多摩センター地区の活性化に係る施策の推進及び企画調整に関する事。
- ・ 商工観光に係るイベントに関する事。
- ・ フィルムコミッション事業に関する事。
- ・ 消費生活センターとの連絡調整に関する事。
- ・ 消費生活相談、消費者啓発、消費者活動支援、立入検査等に関する事。

- ・ 課の庶務に関すること。
 - ・ 課の他の担当に属さないこと。
- (イ) 農政担当
- ・ 都市農業振興プランの推進に関すること。
 - ・ 農業等の振興及び指導に関すること。
 - ・ 農地の保全整備に関すること。
 - ・ 農業団体との連絡調整に関すること。
 - ・ 家庭菜園事業に関すること。
 - ・ 主要食糧の生産管理に関すること。
 - ・ 農業委員会に関すること。
 - ・ ふれあい農業等に関すること。

オ 商業・観光担当課長

- ・ 経済観光課事務のうち観光政策並びに商業振興及び拠点地区の活性化に関する事務を担当する。

2 農業委員会事務局

(1) 監査対象の事務（地方自治法第202条の2より）

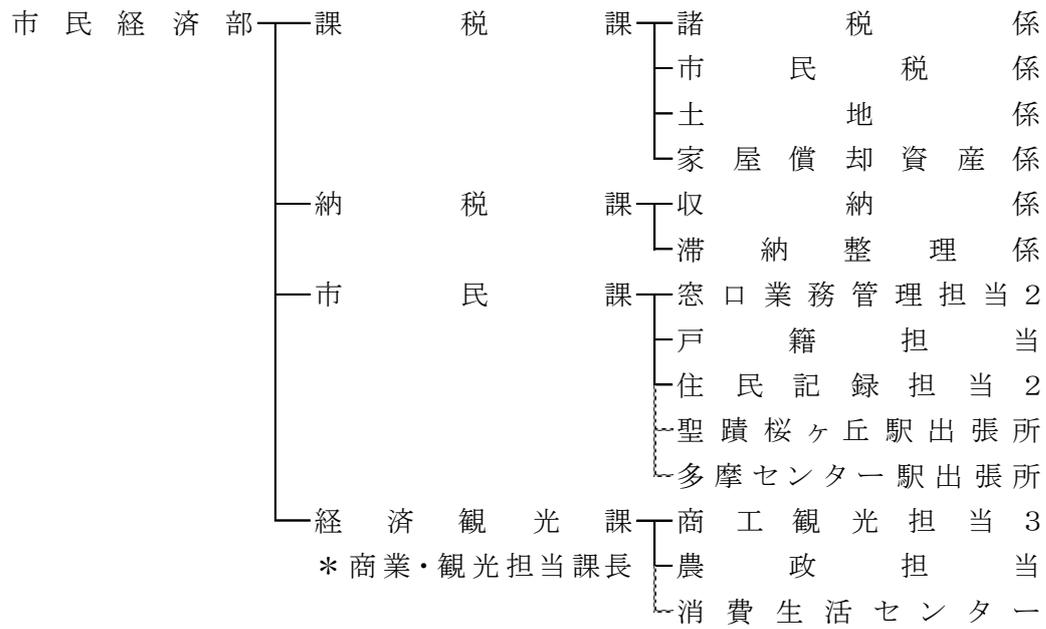
ア 農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務

(2) 係及び事務分掌（多摩市農業委員会事務局処務規程より）

ア 農地係

- ・ 公印の管守に関すること。
- ・ 文書の收受、発送並びに整理保存に関すること。
- ・ 委員会総会に付する議案及び報告並びにこれらに関する資料の作成に関すること。
- ・ 多摩市農業委員の秘書交際に関すること。
- ・ 答申、報告に関すること。
- ・ 規則、規程の改廃に関すること。
- ・ 予算、決算及び経理に関すること。
- ・ 備品の整理保管に関すること。
- ・ 農地法（昭和27年法律第229号）に定められている農地事務
- ・ 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条に関すること。
- ・ 諸証明及び閲覧に関すること。
- ・ 国有農地に関すること。
- ・ 農業者年金に関すること。
- ・ 各種調査の実施に関すること。
- ・ その他関係法令に定められた事務に関すること。

3 監査対象部課等の組織（令和8年1月1日現在）



農業委員会——農業委員会事務局——〔経済観光課兼務〕

- ※ 担当の後の数字は担当の組織数であり、「担当2」であれば担当の係が2つあることを示す。
- ※ 農業委員会事務局長は、経済観光課長が兼務している。

<参考資料>

歳入一覧（令和7年10月末日現在）

（単位：円）

所属課名	項名称	名 称	予算現額	調定額	収入済額
課 税 課	個人市民税	現年課税分	11,300,873,000	11,677,235,600	0
	法人市民税	現年課税分	2,329,867,000	1,107,470,000	0
	固定資産税	現年課税分	14,504,010,000	14,479,419,900	0
	国有資産等所在市町村交付金	現年課税分	209,117,000	209,117,200	209,117,200
	軽自動車税種別割	現年課税分	137,153,000	140,989,400	0
	軽自動車税環境性能割	現年課税分	11,539,000	9,461,300	0
	市たばこ税	現年課税分	820,654,000	411,553,999	0
	都市計画税	現年課税分	1,803,400,000	1,813,392,000	0
	ゴルフ場利用税交付金	ゴルフ場利用税交付金	34,134,000	15,268,704	0
	国有提供施設等所在市町村助成交付金	国有提供施設等所在市町村助成交付金	22,651,000	0	0
		施設等所在市町村調整交付金	4,476,000	0	0
	手数料	諸証明手数料	9,388,000	5,924,900	6,414,554
		閲覧手数料	156,000	73,500	86,100
	都委託金	土地所有状況・建物利用状況調査委託金	420,000	0	0
	雑入	ナンバープレート弁償金	10,000	5,600	5,600
	小計		31,187,848,000	29,869,912,103	215,623,454

所属課名	項名称	名 称	予算現額	調定額	収入済額
納税課	個人市民税	現年課税分	0	0	5,329,339,422
		滞納繰越分	69,762,000	160,741,515	39,933,196
	法人市民税	現年課税分	0	0	1,147,430,000
		滞納繰越分	2,904,000	12,251,995	2,243,987
	固定資産税	現年課税分	0	0	10,645,943,200
		滞納繰越分	20,816,000	41,043,972	24,809,987
	軽自動車税 種別割	現年課税分	0	0	138,558,260
		滞納繰越分	956,000	2,532,297	688,624
	軽自動車税 環境性能割	現年課税分	0	0	8,338,200
	市たばこ税	現年課税分	0	0	414,618,427
	都市計画税	現年課税分	0	0	0
		滞納繰越分	2,863,000	6,646,218	0
	ゴルフ場利用税 交付金	ゴルフ場利用税交付金	0	0	15,268,704
	手数料	納税証明手数料	660,000	419,700	464,700
	都委託金	徴税費委託金（10／10）	260,268,000	265,856,297	265,856,297
	延滞金・加算金 及び過料	延滞金	17,000,000	5,803,775	6,108,375
		加算金	1,000	0	0
		過料	1,000	0	0
	市預金利子	歳計現金預金利子	1,000	2,755	2,755
	雑入	市税等過誤納還付金返還金	1,000	42,809	55,959
滞納処分費		958,000	2,800	2,800	
	小計	376,191,000	495,344,133	18,039,662,893	

所属課名	項名称	名 称	予算現額	調定額	収入済額
市民課	手数料	戸籍手数料	20,514,000	8,928,700	9,370,799
		住民票手数料	20,430,000	9,274,900	9,693,142
		印鑑証明手数料	9,560,000	4,379,300	4,431,391
		その他証明手数料	856,000	363,600	390,900
		臨時運行許可番号標交付手数料	465,000	240,000	256,500
	国庫補助金	マイナンバーカード交付事務費補助金 (10/10)	182,066,000	0	0
		法改正に伴う通知書に係る補助金 (10/10)	9,902,000	0	0
	国委託金	自衛官募集事務費(10/10)	20,000	20,000	20,000
		中長期在留者住居地届出等事務委託費 (10/10)	834,000	2,209,000	1,673,000
	都委託金	住民基本台帳人口調査事務費 (10/10)	307,000	306,000	306,000
		人口動態調査事務費(10/10)	119,000	0	0
	雑入	印鑑登録証等再交付弁償金	268,000	108,900	120,900
		臨時運行許可番号標弁償金	1,000	0	0
		マルチコピー機サービス料等負担金	807,000	356,809	311,575
		広告掲載料	378,000	0	0
		東京都市町村戸籍住民基本台帳事務協議 会事務委託金	400,000	0	0
		小計	246,927,000	26,187,209	26,574,207

所属 課名	項名称	名 称	予算現額	調定額	収入済額
経済 観光 課	使用料	消費生活センター使用料	1,253,000	669,930	643,953
	都補助金	農業委員会交付金（10/10）	572,000	566,000	566,000
		国有農地等管理処分事業事務取扱交付金（10/10）	36,000	0	0
		商店街チャレンジ戦略支援事業補助金（1/3、3/6）	7,096,000	0	0
		東京都消費者行政推進交付金（10/10、1/2）	5,000	0	0
		アニメ等コンテンツを活用した誘客促進事業費補助金（2/3）	5,306,000	0	0
		地域人材確保総合支援事業補助金（10/10）	17,575,000	0	0
	財産運用収入	市有地貸付料	281,000	0	0
	寄附金	一般寄附金	41,000,000	27,327,000	25,007,000
		指定寄附金	6,000,000	572,000	432,000
	市預金利子	歳計現金預金利子	1,000	23	23
	雑入	中小企業事業資金貸付けあっせん保証料返還金	1,000	262,452	262,452
		創業塾・経営塾参加者負担金	342,000	121,700	115,200
		光熱水費使用料	131,000	0	0
		家庭菜園管理料	2,714,000	2,423,400	2,423,400
		農業者年金業務委託金	56,000	52,200	52,200
		事業参加者負担金	40,000	20,000	0
小計			82,409,000	32,014,705	29,502,228
合計			31,893,375,000	30,423,458,150	18,311,362,782

事業別歳出一覧（令和7年10月末日現在）

（予算現額は、補正予算、予算流用、予算分配を反映している。）

（単位：円）

所属課名	事業名	予算現額	支出負担行為額	執行額
課税課	課税事務経費	51,718,000	36,267,333	28,804,538
	資産税事務経費	76,593,000	43,384,732	6,458,942
	小計	128,311,000	79,652,065	35,263,480
納税課	過誤納還付金及び還付加算金	241,687,000	195,143,146	190,626,146
	徴収事務経費	22,389,000	8,747,869	5,161,266
	小計	264,076,000	203,891,015	195,787,412
市民課	おくやみコーナー管理運営費	2,201,000	519,200	0
	出張所管理運営費	46,141,000	35,652,767	23,779,919
	戸籍住民基本台帳事務経費	88,550,000	74,286,248	34,722,372
	マイナンバーカード交付事務経費	138,196,000	83,838,819	68,234,538
	斎場・霊園管理経費	48,420,000	35,407,971	35,407,971
聖蹟桜ヶ丘駅 出張所	出張所管理運営費	765,000	167,809	159,024
多摩センター駅 出張所	出張所管理運営費	823,000	374,079	362,301
	小計	325,096,000	230,246,893	162,666,125

所属課名	事業名	予算現額	支出負担行為額	執行額
経済観光課	就業労働相談事業	24,215,000	18,276,797	3,258,959
	勤労者福祉対策事業	14,540,000	14,540,000	14,540,000
	農業委員会運営費	8,111,000	4,554,712	4,554,712
	ふれあい農業推進事業	278,000	45,116	6,116
	農政事務経費	608,000	266,487	151,647
	都市農業推進事業	7,722,000	7,474,548	5,604,548
	家庭菜園推進事業	5,141,000	965,492	778,866
	ふるさと多摩夏まつり補助事業	2,100,000	2,100,000	2,100,000
	中小企業事業資金貸付あっせん事業	29,891,000	3,621,258	3,293,321
	多摩商工会議所補助事業	10,000,000	10,000,000	5,000,000
	多摩市商店会装飾街路灯補助事業	2,005,000	1,190,970	0
	創業・経営支援事業	12,841,000	8,295,504	1,746,824
	観光推進事業	10,641,000	7,787,823	7,354,473
	多摩市企業誘致事業	67,861,000	67,061,000	66,962,000
	聖蹟桜ヶ丘活性化事業	9,249,000	8,624,000	2,684,000
	多摩センター地区活性化事業	13,642,000	10,576,367	7,444,367
	商店街チャレンジ戦略支援事業	13,327,000	8,949,000	2,220,000
	フィルムコミッション（撮影支援）事業	7,868,000	7,867,250	3,933,624
	ふるさとTAMA応援寄附金管理運営経費	24,035,000	9,774,419	9,363,666
	消費生活センター管理運営事業	11,601,000	6,296,148	6,209,876
	小計	275,676,000	198,266,891	147,206,999
	合計	993,159,000	712,056,864	540,924,016

仮払金一覧表（令和7年10月末日現在）

（単位：円）

所管課名	用途	金額	時間外保管場所等
課税課	証明手数料等収納用つり銭	100,000	手提げ金庫を会計課耐火金庫内
納税課	証明手数料等収納用つり銭	35,000	手提げ金庫を会計課耐火金庫内
市民課	—	545,000	—
本庁	証明手数料等収納用つり銭	132,000	耐火金庫で保管
聖蹟桜ヶ丘駅出張所	証明手数料等収納用つり銭	190,000	耐火金庫で保管
多摩センター駅出張所	証明手数料等収納用つり銭	193,000	耐火金庫で保管
永山マイナンバーカードセンター	再発行手数料等収納用つり銭	30,000	耐火金庫で保管